

文化庁の京都移転について

令和3年4月14日（水）
政府関係機関移転に関する有識者懇談会（第4回）



移転の経緯

平成28年3月	<p>「政府関係機関移転基本方針」（まち・ひと・しごと創生本部決定）を決定</p> <p>【抜粋】 <u>外交関係や国会対応の業務，政策の企画立案業務（関係省庁との調整等）の事務についても現在と同等以上の機能が発揮できることを前提とした上で，地方創生や文化財の活用など，文化庁に期待される新たな政策ニーズ等への対応を含め，文化庁の機能強化を図りつつ，全面的に移転する。</u> このため，抜本的な組織見直し，・東京での事務体制の構築や移転時期，移転費用・移転後の経常的経費への対応などを検討するための「文化庁移転協議会（仮称）」を文部科学省と内閣官房，関係省庁の協力の下，政府内に設置する。ICTの活用等による実証実験を行いつつ，8月末をめどに移転に係る組織体制等の概要をとりまとめ，年内をめどに具体的な内容を決定し，数年の内に京都に移転する。</p>
平成29年4月	文化庁地域文化創生本部の設置（先行移転）
平成29年6月	文化芸術基本法の成立
平成30年6月	<p>文部科学省設置法の改正</p> <p>※付帯決議【抜粋】 文化庁が京都への本格移転に向け、予定しているその効果及び影響の検証結果については、文化庁の京都移転が、政府関係機関の地方への移転の先行事例であることを踏まえ、適宜国会へ報告すること</p>
平成30年10月	新・文化庁のスタート
令和元年10～11月	令和元年度 京都移転シミュレーションを実施
令和2年6月	<p>「文化庁の本格移転先庁舎の整備について」（文化庁移転協議会）を決定</p> <p>【抜粋】 <u>○京都府において、新庁舎整備に係る入札公告を行い、工事業者との契約を締結したことから、新庁舎の竣工後、速やかに移転し、2022（令和4）年度中の京都における文化庁の業務開始を目指す。</u></p>
令和2年7月	<p>「まち・ひと・しごと創生基本方針 2020」（閣議決定）を決定</p> <p>【抜粋】 文化庁については、テレビ会議システム等を活用しながら京都・東京の分離組織における業務の試行・改善等を進めつつ機能強化するとともに、職員の住環境の確保を含む福利厚生への適切な配慮等の準備を着実に進め、<u>2022年8月予定の移転先庁舎工事の竣工後、速やかに京都への全面的な移転を実現する。</u></p>
令和2年10月～11月	令和2年度 京都移転シミュレーションを実施

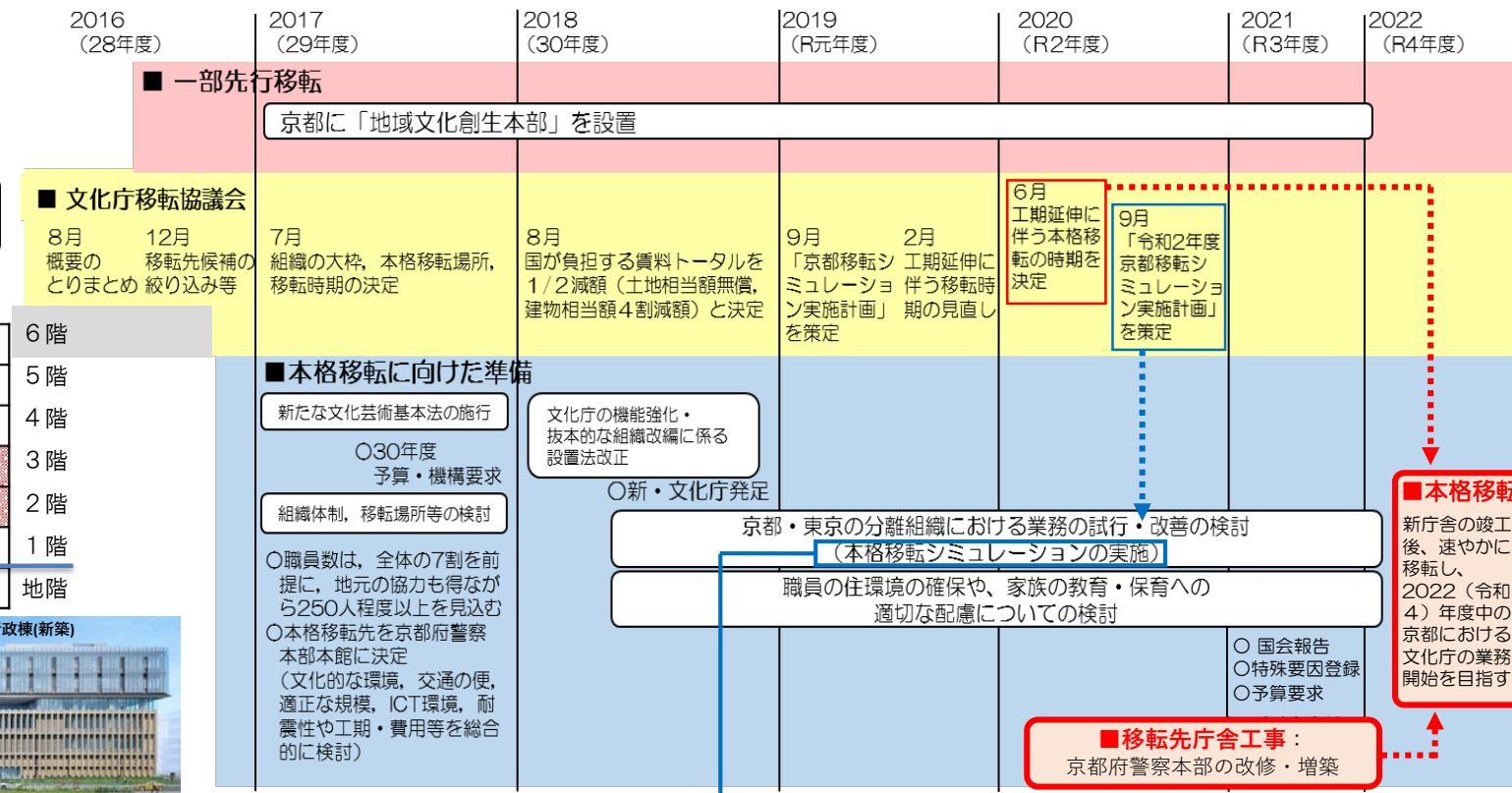
移転までの工程

○ 工期

令和2年5月28日
～令和4年7月27日

新行政棟（新築）地上6階、
地下1階建、延床面積 9,280.62㎡

旧京都府警察本部本館（改修）
地上3階、地下1階建、
延床面積 4,391.61㎡



京都移転シミュレーション

※平成30年6月の文部科学省設置法改正の附帯決議で「予定しているその効果及び影響の検証結果については、文化庁の京都移転が、政府関係機関の地方への移転の先行事例であることを踏まえ、適宜国会へ報告すること」とされた。

【平成28年～平成30年】

- ①平成28年7月11～24日、
- ②平成29年4月（地域文化創生本部設置以降、
- ③平成30年10月（改正文部科学省設置法に基づく新組織スタート）以降、テレビ会議等のICTを活用し、京都府に会場を設け、シミュレーション実施。

【令和元年度】（令和元年10月～11月）

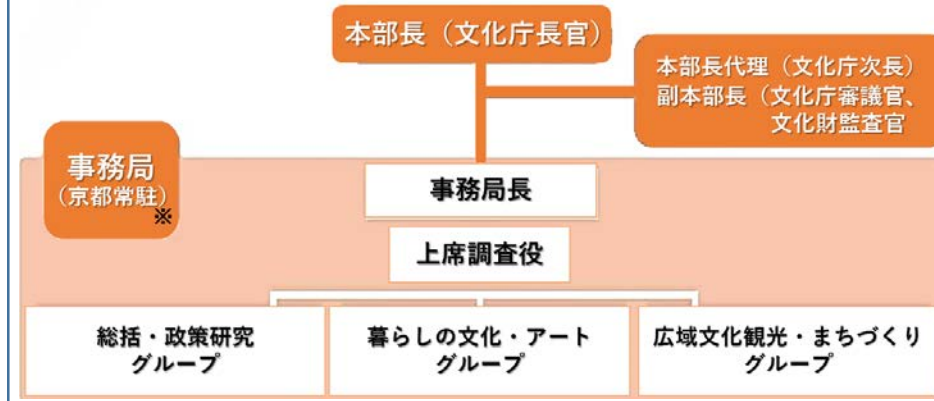
文化庁次長（京都担当）及び京都移転予定課（政策課、文化資源活用課、文化財第一課、文化財第二課、宗務課）の一部職員（計193人）が1週間毎に交代で京都の地域文化創生本部内の執務室にて、国会対応等の通常業務にあたった。

【令和2年度】（令和2年10月～11月）

京都担当の次長と審議官及び京都移転を予定している部署（政策課、文化資源活用課、文化財第一課、文化財第二課、宗務課）の課長及び原則全ての職員が1週間毎に交代で京都の地域文化創生本部内の執務室にて、国会対応のほか予算対応等の通常業務にあたった。新型コロナウイルス感染症による社会全体の働き方の変化等にも留意した。

地域文化創生本部の成果

組織



【設置時期】平成29年4月

【庁舎の場所】京都市東山区東大路通松原上る3丁目
毘沙門町43-3（京都市上下水道局旧東山営業所）

【事務局員数】46名（令和2年5月現在）

構成：文部科学省・文化庁 17（文化財・芸術文化調査官含む）、
外務省 1、農林水産省 1、国土交通省 1、
地方公共団体 18（京都府、京都市、関西広域連合（滋賀県、
奈良県、和歌山県、兵庫県、大阪府、堺市、神戸市）、札幌市）、
企業・経済団体 4（㈱淡交社、㈱JTB、凸版印刷㈱、
京都商工会議所）
大学事務職員 1（京都大学）、大学等研究者 3

移転の取組による成果



文化財保存活用地域
計画等連絡協議会



歴史文化遺産フォーラム



全国高校生伝統文化
フェスティバル

このほか

- 障害者文化芸術活動推進基本計画の策定（H31.3.29）（厚生労働省との共同）
- 伝統文化親子教室（地域展開型）の創設
- 多言語対応やユニークメニューに係る全国の地方自治体職員を対象としたハンドブックを作成
- 文化芸術の経済的・社会的影響の数値評価に向けた調査研究や諸外国における文化政策の比較調査
- 大学コンソーシアム京都との連携協定（H31.3）
- 京都移転のPR活動、メディア取材対応 等々

地方創生上の効果

- 京都府・市をはじめ関西を中心とした自治体と日常的に意見交換を実施しており、新たな文化政策の企画立案等に向けて地元の視点や知見・ノウハウ等を生かした連携・協力
例）地域文化創生連絡会議の実施（H29～）
京都府・市、京都商工会議所、関西広域連合、関西経済連合会、関西の文化関係独法により構成される会議を開催し、意見交換を実施
- 地域文化創生本部には、京都府・市など関西圏の地方自治体、産業界、大学等から派遣された職員が多いことを活かして、地方自治体のニーズや文化庁施策への意見を把握、全国の文化芸術の振興の施策に反映
- 地域の文化芸術活動の振興、文化庁の京都移転・地域文化創生本部に対する認知度の向上、地元を中心とする関係者・機関とのネットワーク構築の推進を背景に、自治体、経済団体、大学、文化芸術関係団体の実施する会議、行事等への職員の参加が増加
- ICOM京都大会の準備・実施に当たり、地の利を生かし地域文化創生本部が協力、成功裏に終了

等々

シミュレーションの趣旨

平成30年6月 文部科学省設置法改正法附帯決議

「文化庁が京都への本格移転に向け予定しているその効果及び影響の検証結果については、適宜国会へ報告すること」

- ・本格移転前のシミュレーションを通じて、課題等を洗い出して、改善方策を検討することとし、昨年度、移転を予定している部署の課長と一部の職員が1週間毎に交代で京都にて通常業務を実施。

令和2年度シミュレーションの概要

(1) 期間及び対象者

- 期 間：令和2年10月5日～11月20日
- 対象者：京都担当の次長・審議官 及び 移転予定課の課長と原則全職員

(2) 実施体制

- 地域文化創生本部（京都）での執務
 - ・ 京都担当の次長と審議官は、地域文化創生本部にて執務。
 - ・ 移転対象課の課長及び職員は1週間ずつ（政策課は2週間）課ごとに交代で地域文化創生本部にて執務（やむを得ず京都勤務をできない者は、該当期間中はテレワークにて執務）。

(3) 主な検証事項

- ①国会議員への説明、②政党の会議への参加、③国会質問対応、④庁内外（庁内他部署、他省庁、自治体、団体等）とのやりとり、⑤予算に係る業務、⑥人事・総務に係る業務、⑦報道対応、⑧文化財関係者等の会議（外部有識者による会議）

(4) 検証の視点

- メール・電話や、テレビ会議システム、web会議等を活用した対応が可能な範囲。
- 上記遠隔システムに関し組織を超えたシステム統一に向けた課題。
- 突発的に発生した案件への速やかな対応、国会対応、関係府省等との緊急の連携・調整、東京に多く存在する文化芸術団体等への対応が確実にできる実施体制の構築。



写真・移転シミュレーションにおける京都での執務の様子

実施状況

<全体的状況>

- ・ 日常的、定型的な事務処理や、複雑なやり取りを要しない連絡調整は、京都で実施。

<テレビ会議システム又はオンライン会議システムで対応した業務>

- ・ 自民党文化立国調査会参加。
- ・ 概算要求の財務省説明（財務省が来庁した上で庁内テレビ会議システムを利用）。
- ・ 機構定員要求の内閣人事局説明（内閣人事局が来庁した上で庁内オンラインを利用）。
- ・ 会計検査院実地調査に関する会計検査院事前協議対応。
- ・ 歴史的風致維持向上計画の認定に係る地方自治体との事前協議。
- ・ 文化財関係団体と事業内容に関する協議。
- ・ 文化審議会文化財分科会及び企画調査会参加。
- ・ 宗教法人審議会委員候補者に対する事前説明。



【テレビ会議システムでの打合せの様子】

<東京で対面対応を要した業務>

- ・ 国会議員への個別案件への説明、自民党文化立国調査会決議の文部科学大臣への申入れの同席。
- ・ 概算要求の財務省説明に際して、予算総括的な立場から同席して補足説明等の対応。
- ・ ノーベル文学賞発表に先立つ政府関係者への事前説明。
- ・ 文化財保護法の改正内容に係る政府関係者への事前説明。
- ・ 文化庁長官と東京在住の文化芸術団体との対談の調整と実施。
- ・ 緊急発生した案件に関する省内関係者への報告・連絡・相談。
- ・ 関係府省と連携して実施する事業の協議（内閣官房、宮内庁との協議）。